

令和2年度 就学援助制度のお知らせ

この制度は、年度ごとに申請が必要です。昨年度受給していた方も、再度申請が必要です。

蓮田市では、お子様達が学校で楽しく勉強できるように、学用品費や給食費等の援助を行っています。

令和2年4月に入学・進級されるお子様をお持ちで、援助を希望される方は、内容をよくお読みいただき、学校または教育委員会(子ども支援課)に申請してください。

【Ⅰ】援助の対象となる方

1 下記のような状況の世帯の方

- ①生活保護の廃止・停止を受けた方
 - ②市民税が非課税または減免されている方
 - ③国民年金保険料または国民健康保険税を減免されている方
 - ④児童扶養手当を受けている方
 - ⑤収入が少ないため、学校での費用にお困りの方
 - ⑥上記以外の特別な事情により援助が必要と認められる方
- ※ ⑤については、同一世帯全員の所得額の合計をもとに審査します。

2 現在、生活保護を受けている方

生活保護を受けている方については、修学旅行費及び医療費のみ援助の対象となります。

【Ⅱ】申請手続等

「就学援助費申請書」に必要事項を記入し、学校または教育委員会(子ども支援課)へご提出ください。

認定の可否は、書類審査のうえ、6月下旬に申請者に審査結果を通知します。結果の通知は、審査の都合で遅れる場合がありますのでご了承ください。

<注意事項>

・令和元年11月に実施した小学校入学予定者対象の「就学援助費(新入学児童生徒学用品費等)入学前支給」の申請において、認定及び否認定となった方でも本制度を希望する場合は「就学援助申請書」を提出してください。

(入学前支給の申請については平成30年中の総所得額で審査を行いました。令和2年度就学援助制度の申請については令和元年中の総所得額で審査を行います。そのため、入学前支給について認定(否認定)の方でも令和2年度就学援助制度は否認定(認定)となる場合があります。)

・原則、郵送による申請は受け付けておりません。

・区域外就学の場合は、住所のある市町村にも申請してください。

・学校へ提出する場合は、中身の見えない封筒に入れて提出してください。

・年度当初から援助を希望される方は、令和2年4月15日(水)までに申請書を提出してください。

臨時休校の延長に伴い、申請期間を令和2年5月15日(金)まで延長いたします。

【Ⅲ】 援助費の内容・金額

令和元年度の援助費は、下記のとおりです。

令和2年度の額は変更になる場合があります。

援助費目	小学校	中学校
学用品費	年額 11,520円	年額 22,510円
通学用品費(第1学年を除く)	年額 2,250円	年額 2,250円
校外活動費(無泊)【限度額】	年額 1,580円	年額 2,290円
校外活動費(有泊)【限度額】	年額 3,650円	年額 6,150円
修学旅行費【限度額】	年額 21,670円	年額 60,300円
新入学学用品費(第1学年対象)	年額 50,600円	年額 57,400円
学校給食費	月額 4,200円	月額 4,880円
PTA会費	年額 1,500円	年額 2,000円
医療費	下記病気の治療費の一部負担金の額 トラコーマ・結膜炎・はくせん・かいせん・のうかしん・ 中耳炎・慢性副鼻腔炎・アデノイド・虫歯・寄生虫病 (これらの病気以外は対象外です。)	

- ※ 「校外活動費」と「修学旅行費」は、上記の額を限度額としていますので、援助額が実際に要した額より少ない場合があります。
- ※ 「新入学学用品費(第1学年対象)」について、入学前に支給を受けた方及び5月以降に申請された方は援助の対象となりません。
- ※ 「学校給食費」は、給食を食べた月のみ援助の対象となります。また、年度途中の認定では、日割り計算となる場合があります。
- ※ 「医療費」の援助は、教育委員会で医療券の発行を受ける必要があります。医療券の発行は、就学援助認定後に教育委員会に直接又は学校を通じて申請してください。医療券の発行前に受けた医療費は、本人負担となります。

【Ⅳ】 援助費の支給方法

学校給食費等は、いったん保護者様がお支払いいただき、学期末に指定の口座に振り込みます。

学校から給食費等が未納であると報告を受けた場合、児童生徒が在学する学校の口座に振込を行います。

〔 お問い合わせ及び申請先 〕

蓮田市教育委員会 生涯学習部 子ども支援課 企画担当

電話 048-768-3111(代表) 内線154